

## 八王子市工事等成績評定苦情審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 八王子市工事成績評定取扱要領並びに八王子市測量・設計等委託成績評定取扱要領の規定による工事並びに設計、測量及び地質調査(以下「工事等」という。)の成績評定結果の説明を受けた後に申し立てられた工事等の成績評定に関する苦情について、厳正かつ公正な視点による審査を行う場を設け、当該苦情に適切に対処するため、八王子市工事等成績評定苦情審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について審査する。

- (1) 受注者又は受託者から申し立てられた工事等の成績評定に係る苦情
- (2) 付議された苦情に係る工事等成績評定の修正

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

- |     |               |
|-----|---------------|
| 委員長 | 契約資産部長        |
| 委員  | 契約資産部契約課長     |
|     | 契約資産部建築課長     |
|     | 環境部下水道課長      |
|     | まちなみ整備部建築指導課長 |
|     | 道路交通部建設課長     |

- 2 前項に定める者のほか、委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

### (委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(定足数等)

第6条 委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は、自らの所属部署が所管する工事等に係る議事については、審査に加わることができない。

(関係者からの聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、苦情申立者又は苦情に係る工事等の監督員若しくは検査員から当該工事等の施工状況等について、書類の提出を求め、又は事情を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、契約資産部契約課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 26 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月13日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月12日から適用する。